◎佐賀県条例第41号

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(勤勉手当)

第21条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会 規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ご との総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若 しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しく は失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号に おいて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した 額に100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)を乗 じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当 基礎額に100分の37.5 (特定幹部職員にあっては、100分の47.5) を乗じて得た額の総額

3~5 略

附則

1~19 略

20 附則第17項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会 規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ご との総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

改正後

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若 しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しく は失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号に おいて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した 額に100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)を乗 じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当 基礎額に100分の42.5 (特定幹部職員にあっては、100分の52.5) を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

附則

1~19 略

20 附則第17項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額

改正前	改正後
から、同号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.12 (特定幹部職員にあっては、100分の1.4) を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80 (特定幹部職員にあっては、100分の100) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。	から、同号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.26 (特定幹部職員にあっては、100分の1.54) を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90 (特定幹部職員にあっては、100分の110) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円
用職	1	156, 300	201, 400	262, 700	333, 000	422, 200
員以	2	157, 800	203, 100	265, 200	335, 200	424, 000
外の	3	159, 400	204, 800	267, 600	337, 500	425, 900
職員	4	160, 900	206, 500	270, 000	339, 800	427, 600
	5	162, 600	208, 300	272, 700	342, 100	429, 100
	6	164, 500	210, 100	275, 100	344, 400	430, 700
	7	166, 400	211, 800	277, 400	346, 700	432, 600
	8	168, 200	213, 400	279, 600	349,000	434, 500
	9	170, 000	215, 200	282, 000	351, 100	436, 300
	10	172, 200	217, 200	284, 400	353, 200	438, 200
	11	174, 200	219, 100	286, 800	355, 500	440, 100
	12	176, 300	221, 100	289, 200	357, 600	441, 900

13	178, 300	222, 800	291, 600	359, 800	443, 700
14	180, 500	224, 800	293, 800	361, 900	445, 600
15	182, 800	226, 900	295, 800	363, 900	447, 400
16	185,000	228, 900	297, 800	365, 900	449, 400
17	187, 400	230, 700	300, 100	367, 900	451, 100
18	190,000	233, 500	302, 700	369, 800	452, 900
19	192, 500	236, 200	305, 300	371, 900	454, 700
20	195, 100	239, 000	308, 000	373, 900	456, 600
21	197, 600	241, 600	310, 600	375, 700	458, 200
22	199, 400	244, 500	313, 200	377, 700	459, 900
23	201, 100	247, 100	315, 600	379, 600	461, 900
24	202, 800	249, 900	318, 400	381, 500	463, 600
25	204, 400	252, 400	321, 000	383, 100	465, 300
26	206, 100	255, 000	323, 400	384, 800	466, 900
27	207, 800	257, 500	325, 800	386, 600	468, 600
28	209, 400	260, 000	328, 200	388, 600	470, 100
29	211,000	262, 700	330, 500	390, 500	471, 600
30	212, 700	265, 100	332, 500	392, 400	472, 900
31	214, 400	267, 400	334, 800	394, 400	474, 300
32	216, 200	269, 600	337, 000	396, 400	475, 600
33	217, 800	271, 900	339, 200	398, 100	476, 800
34	219, 600	274, 100	341, 400	399, 900	477, 500
35	221, 500	276, 300	343, 600	401, 500	478, 200
36	223, 300	278, 500	345, 800	403, 300	478, 900
37	224, 900	280, 800	348, 000	404, 500	479, 500
38	226, 800	282, 900	350, 200	406, 100	

39 40 41 42 43 44 45	228, 600 230, 400 232, 100 233, 800 235, 400 237, 000	284, 900 286, 900 288, 900 291, 400 293, 800	352, 400 354, 500 356, 700 358, 800	407, 500 408, 900 410, 600 412, 100
41 42 43 44	232, 100 233, 800 235, 400	288, 900 291, 400	356, 700 358, 800	410, 600
42 43 44	233, 800 235, 400	291, 400	358, 800	·
43 44	235, 400		·	412, 100
44	·	293, 800	0.00	
	237, 000		360, 900	413, 400
45	,	296, 300	363, 000	414, 900
	238, 700	298, 500	365, 000	416, 600
46	240, 100	301, 100	367, 100	417, 900
47	241, 400	303, 500	369, 100	419, 400
48	242, 700	306, 300	371, 100	421,000
49	244, 300	308, 700	373, 000	422, 800
50	245, 800	311, 200	374, 800	424, 200
51	247, 000	313, 700	376, 700	425, 800
52	248, 500	316, 200	378, 800	427, 300
53	249, 900	318, 600	380, 700	429, 100
54	251, 100	320, 800	382, 500	430, 600
55	252, 500	323, 000	384, 400	432, 200
56	253, 700	325, 200	386, 000	433, 900
57	255, 100	327, 600	387, 500	435, 400
58	256, 200	329, 700	389, 200	436, 900
59	257, 400	331, 900	390, 900	438, 100
60	258, 600	334, 000	392, 600	439, 400
61	260, 000	336, 200	393, 800	440, 600
62	261, 400	338, 400	395, 300	441, 900
63	262, 800	340, 600	396, 700	443, 200
64	264, 000	342, 800	398, 000	444, 400

	1	1	1	1	1
	65	265, 400	344, 800	399, 400	445, 700
	66	267, 000	347, 000	400, 700	446, 900
	67	268, 600	349, 100	402, 100	448, 100
	68	270, 300	351, 400	403, 500	449, 300
	69	271, 900	353, 400	404, 800	450, 600
	70	273, 300	355, 400	406, 200	451,800
	71	274, 700	357, 500	407, 600	453, 000
	72	276, 200	359, 500	408, 900	454, 200
	73	277, 400	361, 400	410, 200	455, 300
	74	278, 800	363, 300	411, 700	456, 000
	75	280, 200	365, 100	413, 100	456, 500
	76	281, 500	367, 100	414, 400	457, 000
	77	283, 000	369, 000	415, 600	457, 500
	78	284, 200	370, 700	416, 900	
	79	285, 400	372, 500	418, 200	
	80	286, 600	374, 100	419, 600	
	81	287, 800	375, 600	420, 900	
	82	289, 100	377, 100	422, 200	
	83	290, 300	378, 700	423, 200	
	84	291, 500	380, 100	424, 400	
	85	292, 700	381, 200	425, 600	
	86	293, 900	382, 600	426, 800	
	87	295, 100	384, 100	428, 100	
	88	296, 300	385, 300	429, 100	
	89	297, 500	386, 600	430, 200	
	90	298, 600	387, 900	431, 200	
- 1	1 1	I	1	I	I

91	299, 900	389, 200	432, 200
92	301, 100	390, 500	433, 200
93	301, 900	391, 800	434, 200
94	302, 900	392, 900	435, 000
95	304, 000	394, 300	435, 800
96	305, 300	395, 500	436, 600
97	306, 300	396, 900	437, 400
98	307, 400	397, 900	437, 800
99	308, 400	399, 000	438, 200
100	309, 500	400, 100	438, 600
101	310, 500	401, 000	439, 100
102	311,600	402, 000	439, 400
103	312, 700	403, 100	439, 700
104	313, 700	404, 200	440, 000
105	314, 300	404, 900	440, 300
106	315, 200	405, 900	440, 600
107	316, 100	406, 800	440, 900
108	316, 900	407, 700	441, 100
109	317, 800	408, 500	441, 300
110	318, 200	409, 400	
111	318, 600	410, 200	
112	319, 100	411, 100	
113	319, 700	411, 700	
114	320, 100	412, 400	
115	320, 600	413, 100	
116	321, 100	413, 800	

		Í	· ·	1	The second secon	The state of the s
	117	321, 800	414, 400			
	118	322, 300	414, 900			
	119	322, 700	415, 300			
	120	323, 200	415, 700			
	121	323, 700	416, 100			
	122	324, 100	416, 400			
	123	324, 600	416, 800			
	124	325, 100	417,000			
	125	325, 700	417, 200			
	126	326, 000	417, 500			
	127	326, 300	417, 800			
	128	326, 600	418, 000			
	129	326, 800	418, 200			
	130	327, 200	418, 500			
	131	327, 500	418, 800			
	132	327, 800	419,000			
	133	328, 000	419, 200			
	134	328, 200	419, 500			
	135	328, 400	419, 800			
	136	328, 700	420, 000			
	137	329, 000	420, 200			
	138	329, 200				
	139	329, 500				
	140	329, 800				
	141	330, 000				
	142	330, 200				
- 1	1	l I	ļ.	T I	I I	Į.

	143	330, 500				
	144	330, 700				
	145	331,000				
	146	331, 200				
	147	331, 500				
	148	331,800				
	149	332,000				
	150	332, 200				
	151	332, 500				
	152	332, 900				
	153	333, 100				
再任						
用職		234, 900	277, 900	307, 100	335, 700	420, 500
員						

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、 養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及 び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

中学校 • 小学校教育職給料表

職員	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

田口		円	円	円	円	円
再任	1	, .		, ,	, ,	
用職	1	156, 300	172, 500	262, 700	292, 300	411, 900
員以	2	157, 800	174, 600	265, 200	295, 000	413, 400
外の職員	3	159, 400	176, 800	267, 600	297, 900	414, 900
概貝	4	160, 900	179, 000	270, 000	300, 600	416, 400
	5	162, 600	181, 000	272, 700	303, 100	417, 800
	6	164, 500	183, 300	275, 100	305, 600	419, 300
	7	166, 400	185, 500	277, 400	308, 000	420, 800
	8	168, 200	187, 800	279, 600	310, 500	422, 400
	9	170, 000	190, 100	282, 000	313, 000	423, 800
	10	172, 200	193, 000	284, 400	315, 700	425, 300
	11	174, 200	195, 700	286, 800	318, 500	426, 700
	12	176, 300	198, 400	289, 200	321, 400	428, 000
	13	178, 300	201, 400	291, 600	324, 100	429, 300
	14	180, 500	203, 100	293, 800	326, 100	430, 800
	15	182, 800	204, 800	295, 800	328, 300	432, 200
	16	185, 000	206, 500	297, 800	330, 600	433, 600
	17	187, 400	208, 300	300, 100	333, 000	434, 800
	18	190, 000	210, 100	302, 700	335, 200	436, 100
	19	192, 500	211, 800	305, 300	337, 500	437, 400
	20	195, 100	213, 400	308, 000	339, 800	438, 700
	21	197, 600	215, 200	310, 600	342, 100	439, 800
	22	199, 400	217, 200	313, 200	344, 400	441, 000
	23	201, 100	219, 100	315, 600	346, 700	442, 300
	24	202, 800	221, 100	318, 400	349, 000	443, 700
	25	204, 400	222, 800	321, 000	351, 100	445, 000
	20	404, 400	222, 800	321, 000	551, 100	440,000

	1	1	1	1	1	1
	26	206, 000	224, 800	323, 400	352, 900	446, 200
	27	207, 600	226, 900	325, 800	354, 800	447, 200
	28	209, 100	228, 900	328, 200	356, 800	448, 300
	29	210, 900	230, 700	330, 500	358, 700	449, 600
	30	212, 600	233, 500	332, 500	360, 500	450, 400
	31	214, 300	236, 200	334, 800	362, 300	451, 200
	32	216, 100	239, 000	337, 000	364, 200	452, 100
	33	217, 600	241, 600	339, 200	365, 900	453, 000
	34	219, 300	244, 500	341, 300	367, 700	453, 500
	35	221, 100	247, 100	343, 400	369, 400	454, 000
	36	222, 800	249, 900	345, 500	371, 200	454, 500
	37	224, 300	252, 400	347, 600	373, 200	455, 000
	38	226, 000	255, 000	349, 600	374, 700	
	39	227, 800	257, 500	351, 600	376, 300	
	40	229, 500	260, 000	353, 500	378, 000	
	41	231, 000	262, 700	355, 500	379, 300	
	42	232, 800	265, 100	357, 300	380, 700	
	43	234, 400	267, 400	359, 100	382, 100	
	44	236, 000	269, 600	360, 900	383, 700	
	45	237, 800	271, 900	362, 700	385, 100	
	46	239, 300	274, 100	364, 400	386, 700	
	47	240, 700	276, 300	366, 000	388, 300	
	48	242, 100	278, 500	367, 700	389, 900	
	49	243, 600	280, 800	369, 100	391, 300	
	50	245, 000	282, 900	370, 600	392, 800	
	51	246, 500	284, 900	372, 300	394, 400	
- 1	ı	l	· ·	I	1	ı

1	1	1	1	1	
52	247, 700	286, 900	373, 900	395, 800	
53	249, 000	288, 900	375, 400	397, 000	
54	250, 400	291, 400	376, 900	398, 300	
55	251, 700	293, 800	378, 500	399, 400	
56	252, 900	296, 300	380, 000	400, 600	
57	254, 200	298, 500	381, 500	402, 000	
58	255, 500	301, 100	382, 900	403, 200	
59	256, 600	303, 500	384, 400	404, 400	
60	257, 800	306, 300	385, 600	405, 800	
61	259, 200	308, 700	386, 500	407, 000	
62	260, 600	311, 200	387, 700	408, 000	
63	261, 800	313, 700	389, 000	409, 400	
64	262, 800	316, 200	390, 100	410, 700	
65	263, 800	318, 600	391,000	412, 000	
66	265, 200	320, 800	392, 200	413, 100	
67	266, 800	323, 000	393, 200	414, 300	
68	268, 300	325, 200	394, 400	415, 400	
69	269, 900	327, 600	395, 600	416, 400	
70	271, 500	329, 700	396, 600	417, 700	
71	273, 000	331, 900	397, 700	418, 900	
72	274, 500	334, 000	398, 900	420, 100	
73	275, 700	336, 200	400, 000	420, 700	
74	277, 000	338, 400	401, 100	421, 500	
75	278, 300	340, 600	402, 200	422, 300	
76	279, 600	342, 800	403, 300	422, 800	
77	281, 000	344, 700	404, 200	423, 100	
	'	'	'		

		1			
	78	282, 100	346, 600	405, 100	423, 500
	79	283, 400	348, 500	406, 200	423, 900
	80	284, 600	350, 400	407, 200	424, 300
	81	285, 900	352, 200	408, 000	424, 600
	82	286, 800	354, 000	408, 800	425, 000
	83	288, 100	355, 800	409, 500	425, 400
	84	289, 300	357, 600	410, 300	425, 700
	85	290, 300	359, 000	411, 100	426, 000
	86	291, 200	360, 700	411, 900	426, 400
	87	292, 200	362, 200	412, 600	426, 800
	88	293, 200	363, 700	413, 300	427, 100
	89	294, 400	365, 100	413, 900	427, 400
	90	295, 300	366, 500	414, 600	427, 800
	91	296, 200	367, 900	415, 100	428, 100
	92	297, 100	369, 300	415, 800	428, 300
	93	297, 600	370, 800	416, 200	428, 500
	94	298, 300	372, 200	416, 700	
	95	299, 000	373, 500	417, 000	
	96	299, 900	374, 700	417, 300	
	97	300, 700	375, 700	417, 600	
	98	301, 500	376, 700	417, 900	
	99	302, 300	377, 800	418, 200	
	100	303, 000	378, 800	418, 400	
	101	303, 900	379, 700	418, 600	
	102	304, 400	380, 700	418, 900	
	103	305, 000	381, 700	419, 200	
1	1	ļ	Į.	I	l l

	104	305, 500	382, 700	419, 400		
	105	305, 700	383, 600	419, 600		
	106	306, 100	384, 400	419, 900		
	107	306, 400	385, 300	420, 200		
	108	306, 600	386, 300	420, 400		
	109	306, 800	387, 100	420, 600		
	110	307,000	388, 100			
	111	307, 300	389, 200			
	112	307, 600	390, 200			
	113	307, 800	390, 800			
	114	308,000	391, 700			
	115	308, 200	392, 600			
	116	308, 500	393, 500			
	117	308, 800	394, 400			
	118	309, 100	395, 100			
	119	309, 400	395, 900			
	120	309, 700	396, 700			
	121	309, 800	397, 300			
	122	310,000	398, 100			
	123	310, 400	398, 800			
	124	310, 700	399, 500			
	125	310, 900	400, 200			
	126		400, 900			
	127		401, 400			
	128		402, 000			
	129		402, 700			
1 1		ı			1	

1 1		l I	ĺ	ı		I I
	130		403, 300			
	131		403, 800			
	132		404, 300			
	133		404, 600			
	134		404, 900			
	135		405, 200			
	136		405, 600			
	137		405, 900			
	138		406, 200			
	139		406, 500			
	140		406, 800			
	141		407, 100			
	142		407, 400			
	143		407, 700			
	144		408, 000			
	145		408, 200			
	146		408, 500			
	147		408, 800			
	148		409, 000			
	149		409, 200			
再任						
用職		226, 200	274, 700	302, 100	328, 900	410, 400
員						

備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教 諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第1の適用を受ける者を除く。)に適用する。

² この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額

に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	142, 500	193, 600	230, 400	264, 400	291, 200	322, 000
員以	2	143, 700	195, 400	231, 900	266, 500	293, 400	324, 200
外の職員	3	144, 900	197, 200	233, 500	268, 300	295, 800	326, 600
椒貝	4	146, 000	199, 100	235, 100	270, 400	298, 000	328, 800
	5	147, 100	200, 700	236, 600	272, 400	300, 100	331, 100
	6	148, 300	202, 500	238, 400	274, 300	302, 400	333, 200
	7	149, 400	204, 400	239, 900	276, 300	304, 800	335, 400
	8	150, 500	206, 200	241, 500	278, 500	307, 100	337, 700
	9	151, 600	207, 900	243, 000	280, 600	309, 200	339, 800
	10	153, 000	209, 800	244, 600	282, 700	311,600	342,000
	11	154, 400	211, 600	246, 200	284, 800	313, 800	344, 200
	12	155, 700	213, 400	247, 700	286, 900	316, 200	346, 400
	13	157, 000	214, 800	249, 300	289, 000	318, 400	348, 400
	14	158, 500	216, 700	250, 800	291, 100	320, 500	350, 500
	15	160, 100	218, 400	252, 200	293, 100	322, 800	352, 600
	16	161, 700	220, 200	253, 600	295, 300	324, 900	354, 600
	17	163,000	222, 000	255, 200	297, 300	327, 000	356, 600
	18	164, 500	223, 700	257, 000	299, 400	329, 100	358, 600

19	166, 100	225, 300	258, 700	301, 500	331, 200	360, 400
	ŕ	ŕ	·	,	· ·	ŕ
20	167, 600	227, 000	260, 600	303, 500	333, 300	362, 300
21	169, 000	228, 500	262, 300	305, 700	335, 300	364, 400
22	171, 800	230, 200	264, 100	307, 800	337, 400	366, 300
23	174, 400	231, 700	266, 000	309, 800	339, 500	368, 300
24	177, 100	233, 400	267, 700	312, 000	341, 600	370, 300
25	179, 800	234, 800	269, 700	313, 800	343, 200	372, 300
26	181, 500	236, 300	271, 700	316, 000	345, 200	374, 200
27	183, 300	237, 900	273, 500	318, 100	347, 100	376, 300
28	185, 000	239, 200	275, 400	320, 100	349, 000	378, 300
29	186, 500	240, 500	277, 200	322, 200	350, 800	379, 800
30	188, 400	241, 700	279, 100	324, 200	352, 700	381, 700
31	190, 200	242, 800	281,000	326, 300	354, 600	383, 500
32	191, 900	244, 100	282, 900	328, 500	356, 500	385, 000
33	193, 600	245, 400	284, 600	330,000	358, 400	386, 800
34	195, 100	246, 700	286, 500	332,000	360, 200	388, 300
35	196, 600	247, 900	288, 400	334,000	362, 100	389, 800
36	198, 100	249, 300	290, 300	336, 100	363, 800	391, 400
37	199, 500	250, 300	292, 000	338,000	365, 200	392, 800
38	200, 800	251, 700	293, 800	340,000	366, 600	394, 100
39	202, 100	253, 200	295, 600	342,000	368, 000	395, 300
40	203, 400	254, 800	297, 400	344, 000	369, 400	396, 400
41	204, 800	256, 200	299, 200	345, 900	370, 700	397, 500
42	206, 100	257, 600	300, 900	347, 800	371, 600	398, 700
43	207, 400	259, 000	302, 600	349, 700	372, 800	400, 000
44	208, 700	260, 500	304, 200	351, 600	373, 900	401, 100

1						
45	210, 000	261, 700	306, 000	353, 100	374, 700	401, 800
46	211, 300	263, 000	307, 700	354, 500	375, 600	402, 500
47	212, 600	264, 400	309, 300	356, 100	376, 500	403, 200
48	213, 900	265, 900	311, 100	357, 600	377, 500	403, 900
49	215, 000	267, 200	312, 300	359, 200	378, 400	404, 500
50	216, 200	268, 300	313, 800	360, 000	379, 200	405, 100
51	217, 200	269, 600	315, 300	361, 300	380,000	405, 700
52	218, 300	270, 900	317, 000	362, 300	380, 800	406, 100
53	219, 400	272, 100	318, 600	363, 200	381, 500	406, 500
54	220, 400	273, 200	320, 200	364, 300	382, 200	406, 800
55	221, 400	274, 500	321, 900	365, 200	382, 900	407, 100
56	222, 400	275, 800	323, 400	366, 400	383, 700	407, 400
57	223, 100	277, 000	324, 900	367, 300	384, 200	407, 700
58	224, 000	278, 000	326, 100	368, 000	384, 700	408, 000
59	224, 900	279, 100	327, 400	368, 700	385, 300	408, 300
60	225, 800	280, 200	328, 600	369, 400	386, 000	408, 600
61	226, 600	281, 400	329, 300	369, 800	386, 400	408, 900
62	227, 600	282, 500	330, 200	370, 400	387, 100	409, 200
63	228, 500	283, 400	331, 000	371, 100	387, 700	409, 500
64	229, 400	284, 400	331, 800	371, 900	388, 300	409, 800
65	230, 100	285, 200	332, 800	372, 200	388, 800	410, 100
66	230, 900	286, 100	333, 200	372, 900	389, 400	410, 400
67	231, 800	286, 800	333, 900	373, 600	390, 000	410, 700
68	233, 000	287, 700	334, 700	374, 300	390, 600	411, 000
69	233, 800	288, 800	335, 500	374, 600	391, 000	411, 200
70	234, 500	289, 600	336, 200	375, 200	391, 500	411, 500
1	ı				ı	1

	1	1			1		
	71	235, 200	290, 400	336, 900	375, 900	392, 000	411, 900
	72	236, 000	291, 200	337, 600	376, 500	392, 600	412, 200
	73	236, 800	292, 000	338, 100	376, 800	392, 900	412, 400
	74	237, 500	292, 500	338, 800	377, 500	393, 300	412, 700
	75	238, 300	292, 900	339, 300	378, 200	393, 700	413, 000
	76	239, 000	293, 400	339, 900	378, 800	394, 200	413, 200
	77	239, 700	293, 600	340, 200	379, 200	394, 500	413, 400
	78	240, 500	294, 000	340, 700	379, 700	394, 800	
	79	241, 300	294, 200	341, 100	380, 300	395, 100	
	80	242, 100	294, 600	341, 600	380, 800	395, 400	
	81	242, 800	294, 800	342, 000	381, 300	395, 600	
	82	243, 600	295, 000	342, 500	381, 900	395, 900	
	83	244, 300	295, 400	343, 000	382, 400	396, 200	
	84	245, 000	295, 700	343, 500	382, 700	396, 400	
	85	245, 700	296, 000	343, 800	383, 200	396, 600	
	86	246, 400	296, 300	344, 300	383, 700	396, 900	
	87	247, 100	296, 600	344, 800	384, 100	397, 200	
	88	247, 800	297, 000	345, 200	384, 400	397, 400	
	89	248, 500	297, 300	345, 500	384, 800	397, 600	
	90	249, 100	297, 700	345, 900	385, 300	397, 900	
	91	249, 600	298, 000	346, 400	385, 700	398, 200	
	92	250, 100	298, 400	346, 800	386, 100	398, 400	
	93	250, 400	298, 500	347, 000	386, 400	398, 600	
	94		298, 700	347, 400	386, 900		
	95		299, 200	347, 900	387, 300		
	96		299, 600	348, 300	387, 700		
- 1	I I	ļ	Į.	I	ı	ı	ı

97	299, 800	348, 400	388, 000	
98	300, 100	348, 900	388, 600	
99	300, 500	349, 300	389, 000	
100	300, 900	349, 700	389, 400	
101	301, 100	350, 000	389, 700	
102	301, 400	350, 400		
103	301, 800	350, 800		
104	302, 100	351, 200		
105	302, 300	351, 700		
106	302, 600	352, 100		
107	303, 000	352, 500		
108	303, 300	352, 900		
109	303, 500	353, 400		
110	303, 900	353, 800		
111	304, 300	354, 100		
112	304, 600	354, 400		
113	304, 800	354, 900		
114	305, 100			
115	305, 400			
116	305, 800			
117	306, 000			
118	306, 200			
119	306, 500			
120	306, 800			
121	307, 200			
122	307, 400			

	123		307, 700				
	124		308, 000				
	125		308, 300				
再任 用職 員		186, 800	214, 400	258, 500	278, 200	293, 600	318, 800

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第4 (第5条関係)

医療職給料表

職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円
用職	1	147, 500	186, 100	222, 100	248, 600	281, 900
員以	2	149, 000	187, 800	223, 700	250, 100	284, 000
外の	3	150, 400	189, 400	225, 300	251, 300	286, 200
職員	4	151, 800	191, 000	227, 000	252, 700	288, 500
	5	153, 000	192, 500	228, 400	253, 900	290, 700
	6	154, 900	194, 200	230, 000	255, 200	292, 800
	7	156, 600	195, 800	231, 400	256, 400	295, 000
	8	158, 300	197, 300	233, 100	257, 700	297, 200
	9	160, 100	199, 000	234, 400	259, 000	299, 300
	10	161, 800	200, 700	235, 900	260, 100	301, 500
	11	163, 500	202, 300	237, 300	261, 200	303, 600
	12	165, 400	204, 000	238, 700	262, 200	305, 900
	13	166, 900	205, 700	240, 400	263, 500	308, 100

		i i	i		i i	
	14	168, 800	207, 300	241, 800	265, 100	310, 100
	15	170, 900	208, 900	243, 000	266, 800	312, 300
	16	172, 800	210, 600	244, 500	268, 300	314, 300
	17	174, 700	212, 100	245, 700	269, 900	316, 600
	18	176, 700	213, 700	246, 900	271, 800	318, 600
	19	178, 500	215, 500	248, 100	273, 600	320, 700
	20	180, 400	217, 200	249, 500	275, 500	322, 900
	21	182, 400	218, 500	250, 900	277, 400	324, 800
	22	183, 900	220, 000	251, 900	279, 200	326, 800
	23	185, 400	221, 500	253, 000	281, 000	328, 800
	24	186, 900	223, 000	254, 100	282, 900	330, 800
	25	188, 600	224, 400	255, 400	284, 700	332, 900
	26	190, 100	225, 800	256, 900	286, 600	334, 800
	27	191, 600	227, 200	258, 300	288, 600	336, 800
	28	193, 100	228, 500	259, 800	290, 400	338, 900
	29	194, 600	229, 900	261, 400	292, 400	340, 500
	30	195, 900	231, 200	263, 100	294, 400	342, 300
	31	197, 200	232, 800	264, 800	296, 200	344, 100
	32	198, 600	234, 200	266, 600	298, 100	345, 900
	33	200, 000	235, 600	268, 100	300, 000	347, 600
	34	201, 400	236, 900	269, 900	301, 700	349, 400
	35	202, 800	238, 100	271, 700	303, 500	351, 400
	36	204, 300	239, 400	273, 500	305, 400	353, 200
	37	205, 400	240, 800	275, 000	306, 900	355, 000
	38	206, 700	242, 100	276, 800	308, 600	356, 800
	39	208, 000	243, 400	278, 500	310, 400	358, 400
,		Į.	į.	· ·	į.	ı

40	209, 300	244, 700	280, 200	312,000	360, 100
41	210, 600	246, 000	281, 900	313, 800	361, 400
42	211, 800	247, 300	283, 600	315, 500	362, 500
43	213, 000	248, 500	285, 300	317, 200	363, 700
44	214, 200	249, 700	287, 000	318, 900	364, 900
45	215, 500	250, 900	288, 700	320, 100	366, 100
46	216, 600	252, 300	290, 400	321, 600	367, 000
47	217, 600	253, 800	292, 100	323, 100	368, 200
48	218, 700	255, 400	293, 800	324, 700	369, 300
49	219, 700	257, 000	295, 200	326, 100	370, 300
50	220, 700	258, 400	296, 800	327, 500	371, 300
51	221, 700	259, 800	298, 300	328, 700	372, 400
52	222, 700	261, 300	300, 000	330, 000	373, 400
53	223, 400	262, 400	301, 400	331, 100	374, 200
54	224, 300	263, 800	302, 900	332, 100	375, 000
55	225, 100	265, 200	304, 300	333, 300	375, 900
56	226, 100	266, 700	305, 900	334, 300	376, 800
57	226, 900	267, 700	307, 200	334, 800	377, 300
58	227, 800	269, 000	308, 400	335, 700	378, 200
59	228, 600	270, 300	309, 600	336, 500	379, 000
60	229, 400	271, 700	311, 100	337, 400	379, 800
61	230, 300	272, 700	312, 400	338, 200	380, 200
62	231, 100	273, 900	313, 600	338, 600	380, 900
63	232, 100	275, 200	314, 900	339, 200	381,600
64	233, 200	276, 500	316, 200	339, 900	382, 300
65	233, 900	277, 600	317, 600	340, 500	382, 700
I I	I	· ·	I	1	1

66	234, 700	278, 700	318, 400	341, 200	383, 400
67	235, 500	279, 800	319, 200	341, 900	384, 100
68	236, 400	280, 900	320, 000	342,600	384, 600
69	237, 100	282, 000	320, 600	343, 300	385, 000
70	237, 900	283, 100	321, 300	343, 800	385, 500
71	238, 600	284, 200	322, 100	344, 500	386, 000
72	239, 300	285, 300	322, 700	345, 100	386, 500
73	240, 000	286, 200	323, 400	345, 400	387, 100
74	240, 800	286, 900	323, 600	346,000	387, 600
75	241, 600	287, 400	324, 200	346, 500	388, 200
76	242, 400	288, 300	324, 800	347, 100	388, 900
77	243, 000	289, 100	325, 400	347, 600	389, 400
78	243, 700	289, 700	325, 900	348, 100	389, 900
79	244, 300	290, 300	326, 400	348, 600	390, 400
80	244, 900	290, 900	326, 900	349,000	390, 900
81	245, 300	291, 600	327, 600	349, 300	391, 200
82	245, 700	292, 100	328, 100	349, 700	391, 700
83	246, 100	292, 500	328, 500	350, 100	392, 100
84	246, 500	292, 900	329, 000	350, 400	392, 500
85	246, 900	293, 100	329, 500	350, 900	392, 900
86		293, 300	329, 900	351, 200	
87		293, 600	330, 100	351, 500	
88		293, 800	330, 500	351, 800	
89		294, 200	330, 900	352, 200	
90		294, 400	331, 300	352, 500	
91		294, 600	331, 700	352, 900	
1	ļ	į.	ı	1	ı

1 1	ı	1				1
	92		294, 800	332, 100	353, 200	
	93		295, 200	332, 400	353, 600	
	94		295, 400	332, 600	353, 900	
	95		295, 600	333, 100	354, 200	
	96		295, 900	333, 400	354, 500	
	97		296, 300	333, 600	354, 800	
	98		296, 600	333, 900	355, 300	
	99		296, 800	334, 200	355, 700	
	100		297, 100	334, 500	356, 100	
	101		297, 400	334, 700	356, 600	
	102		297, 600	335, 000	357, 000	
	103		297, 800	335, 400	357, 400	
	104		298, 100	335, 600	357, 800	
	105		298, 400	335, 700	358, 300	
	106			336,000		
	107			336, 400		
	108			336, 600		
	109			336, 800		
	110			337, 200		
	111			337, 600		
	112			338,000		
	113			338, 200		
再任						
用職		187, 800	214, 500	246, 600	260, 200	285, 900
員						

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

第2条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
(扶養手当)	(扶養手当)				
第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただ				
	し、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する				
	扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係				
	る扶養手当は、職務の級が県職員給与条例第3条第1項第1号の				
	行政職給料表の職務の級の9級に相当するものとして人事委員会				
	規則で定める職員(以下「行9級相当職員」という。)に対して				
	は、支給しない。				
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がな	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がな				
く主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	く主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。				
(1) 略	(1) 略				
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子				
及び孫					
(a) (a) mt	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫				
$\frac{(3)}{(3)} \sim (5)$ 略	$\frac{(4) \sim (6)}{(6)} \text{PS}$				
3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については	3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1				
13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条に	人につき6,500円(職務の級が県職員給与条例第3条第1項第1				
おいて「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人に	号の行政職給料表の職務の級の8級に相当するものとして人事委員会提出です。る際は、				
つき6,500円 (職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1	員会規則で定める職員(以下「行8級相当職員」という。)にあっては、2500円) *** (以下「行8級相当職員」という。)にあっては、2500円) *** (以下「世業別				
人については11,000円)とする。	ては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親				
4 略	族たる子」という。) については1人につき1万円とする。 4 略				
	- "H				
第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次 の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、	第11条 新たに職員となった者に扶養親族 <u>(行9級相当職員にあっ</u> ては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級相当職員か				
<u>の各方の一に該当りる</u> 事美が生した場合においては、その職員は、 直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は	ら行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、 「お行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、				
旦りにて9日 <u> </u>	2773787世ヨ戦貝以アの戦員となつに戦員に伏食税跌にる階個名、				

改正前

職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を教育委員会(職員のうち、第2条第1項第2号に掲げる者であるもの(以下「県費負担教職員」という。)にあっては、市町)に届け出なければならない。

- (1) 新たに<u>扶養親族としての</u>要件を具備するに至った者がある 場合
- (2) <u>扶養親族としての</u>要件を欠くに至った者がある場合(前条 第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達し た日以後の最初の3月31日の経過により、<u>扶養親族としての</u>要 件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が

改正後

父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が 生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会 (職員のうち、第2条第1項第2号に掲げる者であるもの(以下 「県費負担教職員」という。)にあっては、市町)に届け出なければならない。

- (1) 新たに<u>扶養親族たる</u>要件を具備するに至った者がある場合 (行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具 備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) <u>扶養親族たる</u>要件を欠くに至った者がある場合(<u>扶養親族</u> たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、 <u>扶養親族たる</u>要件を欠くに至った場合及び行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族<u>(行9級相</u>当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行9級相当職員から行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級相当職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは

改正前

月の初日であるときはその日の属する月の前月)をもって<u>終る</u>。 ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届 出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされた ときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の 初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項

改正後

その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日で あるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けて いる職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者 が離職し、又は死亡した日、行9級相当職員以外の職員から行9 級相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の 規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親 族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職 員が行9級相当職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶 養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。) で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を 欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(こ れらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)を もって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項 の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過 した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行う ものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、<u>その</u>事実が生じた日の属する月の翌月(<u>その</u>日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事 実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行9級相当職員に あっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届 出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

改正前

第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第21条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会 規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ご との総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若 しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しく は失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号に おいて同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した

改正後

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項 の規定による届出に係るものがある行9級相当職員が行9級相 当職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に 係るものがある行8級相当職員が行8級相当職員及び行9級相 当職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に 係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るも のがある職員で行9級相当職員以外のものが行9級相当職員と なった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に 係るものがある職員で行8級相当職員及び行9級相当職員以外 のものが行8級相当職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るも ののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子と なった場合

(勤勉手当)

第21条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会 規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ご との総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若 しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しく は失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号に おいて同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した

改正前	改正後
額に100分の90 (特定幹部職員にあっては、100分の110) を乗	額に100分の85 (特定幹部職員にあっては、100分の105) を乗
じて得た額の総額	じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当
基礎額に100分の42.5 (特定幹部職員にあっては、100分の52.5)	基礎額に100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)を
を乗じて得た額の総額	乗じて得た額の総額
3~5 略	3~5 略

(佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

改正前

達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が50歳に 達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合に

あっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.6を

乗じて得た額)を給料として支給する。

第3条 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第83号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

附則	附則
(給料の切替えに伴う経過措置)	(給料の切替えに伴う経過措置)
第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職	第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の
員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた <u>給料月</u>	員で、その者の受ける給料月額が同日において受
額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除	額に100分の99.935を乗じて得た額(その額に1
く。)には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その	生じたときは、これを切り捨てた額)に達しない
差額に相当する額(給与条例附則第17項の表の給料表欄に掲げる	(人事委員会規則で定める職員を除く。) には、3
給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その	までの間、給料月額のほか、その差額に相当する
職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者	則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を
(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、50歳に	任用職員を除く。) のうち、その職務の級が同項

5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.935を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額)を給料として支給する。

改正後

改正前	改正後
2 • 3 略	2 · 3 略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。 (平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 第2条 平成28年12月に支給する期末手当の額は、佐賀県公立学校職員給与条例(以下「学校職員給与条例」という。)第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年佐賀県条例第2号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第22条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第17項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年佐賀県条例第3号)第4条第1項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この条において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成28年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料及びへき地手当(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和27年佐賀県条例第39号)第12条の規定による手当を含む。)並びに佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年佐賀県条例第43号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額(学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.065を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下この号において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成28年6月1日に在職していた職員(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び 勤勉手当の合計額に100分の0.065を乗じて得た額

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の学校職員給与条例(以下この条において「第2条 改正後学校職員給与条例」という。)第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後学校 職員給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(職 務の級が県職員給与条例第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下 「行8級相当職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人 につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人に ついては1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につ き6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族 (行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級相当職員から行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養 親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は 職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(行9級相 当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親 族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日 以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項

欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場

第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場 場合(前号に該当する場合を除く。)

合(第1号に該当する場合を除く。)

合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった

日、行9級相当職員から行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族た る子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同 項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当職 員以外の職員から行り級相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその 職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行り級相当職員となった日」とあるのは「死亡した日」 と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養 手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるの は「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定に

よる届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後学校職員給与条例第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から 第6号までの規定は適用せず、第2条改正後学校職員給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配 偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(職務の級が県職員給与条例第3 条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行8級相当職員」という。) にあっては、3.500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族た る子に限る。)がある場合、行9級相当職員から行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶 養親族」と、同項第1号中「場合(行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」と あり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場 合」と、同条第2項中「扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9 級相当職員から行り級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前 項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行り級相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定 による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当職員以外の 職員から行り級相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶 養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行り級相当職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条 第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2 号中「扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。
- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後学校職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後学校職員給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「の8級」とあるのは「の8級以上」と、「行8級相当職員」とあるのは「行8級以上相当職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級相当職員から

行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(行9級相当職員に扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当職員から行9級相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当職員以外の職員から行9級相当職員となった職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級相当職員となった間」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行9級相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行8級相当職員が行8級相当職員及び行9級相当職員」とあるのは「行8級以上相当職員」とあるのは「が第250年に限る、対は第25年に関する、対は第25年に対は第25年に関する、対は第25年に関する、対は第25年に対は第2

(人事委員会規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。